

《世界人権宣言60周年》

育てよう 一人一人の 人権意識
- 思いやりの心・かけがえのない命を大切に -

我が国では、毎年、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、12月4日から人権デーまでの1週間を「人権週間」として、広く国民の皆さんに人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって、明るい社会をつくるのがわたしたちの願いです。

本年は、1948（昭和23）年に世界人権宣言が採択されてから60周年という記念すべき年に当たり、人権週間も60回目を迎えました。法務省と全国人権擁護委員連合会では、次の16項目の強調事項を定めて、全国的に啓発活動を実施しています。

人権尊重16項目強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切に作る心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人身取引をなくそう

人権問題など、悩みごとでお困りの人は、法務局またはお近くの人権擁護委員に気軽にご相談ください（相談無料・秘密厳守）。

■常設人権相談所

月曜日から金曜日（休日を除く）

午前9時～午後4時

岡山地方法務局備前支局

☎0869-64-2770

■子どもの人権110番

☎0120-007-110

■女性の人権ホットライン

☎0570-070-810

また、12月10～16日の1週間は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。我が国の緊急の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

□法務大臣表彰を受賞

人権擁護委員の四十塚和晃さんが、長年にわたって人権擁護活動に尽くされた功績により、法務大臣表彰を受賞しました。

人権擁護委員は、地域に密着した人権尊重思想の普及と人権侵犯を受けた人の救済に取り組むことを使命として活動しています。市では、人権擁護委員と協力して人権相談（本紙24ページ掲載）の窓口を開設しています。悩みがありましたら、気軽に相談にお越しください。

■問い合わせ先 市市民課 ☎0869-22-3922

市の財政状況

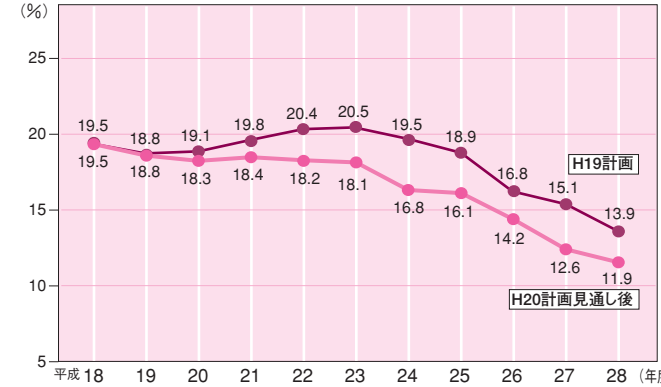
実質公債費負担の適正な管理の主な取り組みとして、市債発行総額を原則その年度の元金償還額を下回る額とし、臨時財政対策債を除き計画期間中、年平均9億円程度としています。

また、市債発行総額を抑制するために、現計画の投資的事業を延期、縮小、廃止するなど財政運営適正化計画に沿って事業を計画的に実施し、財源として有利な合併特例債を優先して活用するなど、実質公債費比率への負担を軽減します。

下水道事業は、公共下水道整備の計画を延伸し、事業費を縮小することで市債の発行を抑え、公債費に伴う繰出金の増加を抑制することとしています。

さらに、今回の見直しにより、

実質公債費比率の推移（公債費負担適正化計画）



この結果、当初計画では、実質公債費比率が18%未満となるのは平成26年度でしたが、今回の試算では平成24年度に許可団体から協議団体に移行する見込みとなつています。これは、公的資金補償金免除繰上償還制度の活用などが主な要因です。

公的資金補償金免除繰上償還や民間資金の繰上償還を実施するとともに、償還財源として減債基金への積み立てを新たに計画に盛り込んでいます。

市民の皆さんへ

財政の健全化が市の緊急課題であることには変わりありません。財政健全化の取り組みには、市税徴収率の向上はもちろん、事務事業の見直しに伴う市民サービスの改善や負担の増加、投資的事業の抑制に伴う社会資本整備の遅れなど、皆さんにご理解いただかなければ実現できないものがたくさんあります。

行政として担うべき役割はしっかりと担いつつ行政の効率化を優先し、市民サービスの低下を最小限にとどめるよう努めますので、引き続き市民の皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。

詳しい中期財政試算については、瀬戸内市ホームページに掲載していますのでご覧ください。



負担行為の元金償還に相当する負担見込額、退職手当の支給予定額、外郭団体の債務負担見込額など将来負担すべき実質的な負債を表す指標です。350%以上で財政健全化団体となります。

○資金不足比率
公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。20%以上で経営健全化団体となります。

○財政調整基金・減債基金
財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。減債基金は、市債を計画的に償還するための基金です。

○特定目的基金
目的に沿って積み立て運用するための基金です。合併後の地域振興などのために合併特例債を活用してまちづくり振興基金（積立総額19億4,400万円）を積み立てています。

○公的資金補償金免除繰上償還
通常の市債の繰上償還については、利子相当分を補償金として支払う必要があります。平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、一定の条件を満たす地方公共団体を対象に、過去に借り入れた高金利の市債のうち公的資金分について、補償金免除の繰上償還制度が実施されています。

○合併特例債
合併後のまちづくりに必要な公共施設の整備など、合併後10年間に限って借り入れることができる市債です。対象事業費の95%までの借入れが可能です。将来の元金償還金の70%は、普通交付税の算定の積算基礎に算入されます。